

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月12日
【四半期会計期間】	第24期第3四半期（自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日）
【会社名】	株式会社エヌ・ピー・シー
【英訳名】	NPC Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊 藤 雅 文
【本店の所在の場所】	東京都台東区東上野一丁目7番15号
【電話番号】	(03)-6240-1206
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 廣 澤 一 夫
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区東上野一丁目7番15号
【電話番号】	(03)-6240-1206
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 廣 澤 一 夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 第3四半期 連結累計期間	第24期 第3四半期 連結累計期間	第23期
会計期間	自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日	自 平成27年9月1日 至 平成28年5月31日	自 平成26年9月1日 至 平成27年8月31日
売上高 (千円)	7,213,877	873,209	9,349,317
経常利益又は経常損失 () (千円)	316,857	499,153	422,805
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 () (千円)	471,370	409,380	561,570
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	507,767	453,078	612,047
純資産額 (千円)	5,177,577	4,828,778	5,281,857
総資産額 (千円)	10,933,966	9,444,681	10,084,323
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (円)	21.38	18.56	25.47
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	47.4	51.1	52.4

回次	第23期 第3四半期 連結会計期間	第24期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成27年3月1日 至 平成27年5月31日	自 平成28年3月1日 至 平成28年5月31日
1株当たり四半期純損失金額 () (円)	2.36	6.79

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第23期第3四半期連結累計期間及び第23期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第24期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」又は「四半期純損失」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」又は「親会社株主に帰属する四半期純損失」としております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における国内経済は、企業収益の改善に伴う雇用環境や所得環境の改善が続く中で、景気は緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、海外景気の不透明さは、引き続き国内の景気を下押しするリスクとなっております。

当社グループが属する太陽電池業界におきましては、中国・米国・日本等を中心に太陽電池の設置需要は世界的に増加しております。そのため、当社の顧客である太陽電池メーカーの工場稼働率は高い水準を維持しており、生産能力を向上させるための既設装置のアップグレードや、新規装置の設置に踏み切る動きが見られます。また、国内においては、太陽光パネルの設置後に不具合が発覚する事例が増加していることから、太陽光発電システムのメンテナンスに対する意識がより一層向上しております。

そのような状況下、装置関連事業における大型ライン案件は、顧客の仕様の確定に想定よりも時間がかかり、これに伴って装置の製作開始時期も当初の予定よりも後ろ倒しになったため、売上計上時期は今期第4四半期からとなる見込みです。また、受託加工事業における新規大型契約についても、当初の予定よりも本生産までの準備期間が長くなり、売上計上時期は同じく第4四半期からとなる見込みです。このように、今期売上計画に大きな影響を与える2つの案件が第4四半期に集中することから、第3四半期までの業績は低調に推移しました。そのため、当第3四半期連結累計期間の売上高は873百万円（前年同四半期比12.1%）、営業損失は438百万円（前年同四半期は431百万円の営業利益）となりました。

なお、受託加工設備の減価償却費や支払利息等で営業外費用が発生した一方で、非連結子会社であるNPC-Meier社に対する引当金の戻入や、為替差益等による営業外収益が発生したことで、経常損失は499百万円（前年同四半期は316百万円の経常利益）となりました。また、旧本社の土地・建物の売却に伴い発生した96百万円の特別利益により損失額が縮小され、親会社株主に帰属する四半期純損失は409百万円（前年同四半期は471百万円の親会社株主に帰属する四半期純利益）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

装置関連事業

装置関連事業においては、第4四半期から来期にかけて売上計上予定の大型ライン案件の製造に注力していたことや、太陽光パネルの検査装置の販売が低水準となったこと等により、売上高は857百万円（前年同四半期比45.9%）、営業損失は37百万円（前年同四半期は493百万円の営業利益）となりました。

受託加工事業

受託加工事業においては、新規大型契約の本生産開始時期が当初予定よりも遅れたため、売上高は15百万円（前年同四半期比0.3%）、営業損失は78百万円（前年同四半期は217百万円の営業利益）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成4年設立以来より良い真空包装機の開発と応用、及びその提供を通じて食品業界のみならず様々な産業界へ貢献してきました。また、真空包装機を応用して開発した太陽電池製造用真空ラミネーターは、太陽電池モジュール製造工程に不可欠であるラミネーション工程に必須の装置として、今日の世界の太陽電池生産において重要な役割を果たしております。更に、真空ラミネーターのみならず、当社がこの太陽電池モジュール工程において供給している、セルテスター、セル自動配線装置、モジュールテスター、及びその他周辺装置、並びにこれらの装置を含む一貫ラインは、現在の太陽電池の量産化やコストダウンの実現という役割を果たしてきました。また、当社がそのような役割を果たせたことにより、今日の当社の事業基盤を確立することが出来ました。

当社は、「我々は、もの創りを通して、自然と社会と人間に必要とされる企業を目指します。」という企業方針に則り、地球環境保護に努め、環境にやさしい企業活動を行うことを環境方針としている一方、より生産性の高い装置を、世界中の太陽電池モジュールメーカーに供給することにより、クリーンエネルギーの代表とも言える太陽電池の適正な世界的普及の役割の一端を担ってきました。更には、太陽電池モジュールの受託加工事業を開始し、急拡大する国内の太陽電池市場の成長を支える役割を果たしております。また、そのような役割を果たし続けることが、当社の使命であり存在価値であり、当社の成長の源泉であり、ひいては企業価値の向上につながるものと考えております。

これらの経営方針のもと、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）

（ ）本プランの目的

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が順守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

（ ）本プランの概要

本プランは、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買付者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買付者は、本プランにかかる手続に従い、当社取締役会において本プランに定める対抗措置を発動又は不発動の決議を行うまで、当社株式等の大規模買付等を開始することはできないものとします。

当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断について、当社取締役の恣意的な判断を排除するため、当社経営陣から独立した者（当社社外監査役、社外の有識者等）のみから構成される独立委員会において、その客観的な判断を経るものとしております。

独立委員会は、買付者が本プランに定める手続を順守しない場合や当社株式等の大規模買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものである場合には、原則として当社取締役会に対抗措置の発動を勧告します。また、本プラン所定の場合には、対抗措置発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができることになっております。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動の決議を行います。独立委員会が株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合には、実務上開催が著しく困難な場合を除き、株主意思確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動に関する議案を付議し、当該決定に基づき対抗措置の発動又は不発動の決議を行います。

本プランの対抗措置は、原則として、買付者による権利行使を認めないとの行使条件及び当社が買収者以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てするものであります。

本プランの有効期間は、原則として、平成25年11月28日開催の第21期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の「当社が持つ経営資源を有効に活用するとともに、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持する」という方策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるものであり、当社の基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、当社株式等に対する大規模買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を維持するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。特に、本プランについては、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を全て充足すること、第21期定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思

確認総会において株主意思を確認することとしていること、及び取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等株主意思を重視するものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員3名以上により構成される独立委員会が設置され、本プランの発動是非の判断に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で外部専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) なお、当社は、平成19年11月29日開催の第15期定時株主総会の決議に基づき導入した当社株式等の大規模買付行為に関する対応策を、平成22年11月26日開催の第18期定時株主総会の決議に基づき一部改定したうえで更新しました(旧プラン)。旧プランの有効期限が同総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされていたことから、平成25年10月9日開催の当社取締役会において、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧プランの内容を一部改定した上で、平成25年11月28日開催の第21期定時株主総会の決議に基づき更新しております。上記は、更新後の本プランの内容の概要並びに具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由を記載しております。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、95百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,400,000
計	54,400,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年7月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	22,052,426	22,052,426	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数100株
計	22,052,426	22,052,426	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成28年3月1日～ 平成28年5月31日	-	22,052,426	-	2,812,461	-	2,734,875

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年2月29日)に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成28年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,046,600	220,466	-
単元未満株式	普通株式 5,426	-	-
発行済株式総数	22,052,426	-	-

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
総株主の議決権	-	220,466	-

【自己株式等】

平成28年 5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （％）
（自己保有株式） 株式会社エヌ・ピー・シー	東京都台東区東上野 一丁目 7 番15号	400	-	400	0.00
計	-	400	-	400	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年3月1日から平成28年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年9月1日から平成28年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年8月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,441,149	1,450,327
受取手形及び売掛金	801,337	106,686
商品及び製品	15,184	704
仕掛品	617,997	1,873,355
原材料及び貯蔵品	385,840	341,150
繰延税金資産	48,340	48,663
その他	100,439	168,391
貸倒引当金	34,828	16,562
流動資産合計	4,375,461	3,972,717
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,244,149	4,185,353
減価償却累計額	1,094,481	1,185,310
建物及び構築物（純額）	3,149,668	3,000,042
機械及び装置	658,112	661,617
減価償却累計額	99,927	109,470
減損損失累計額	466,759	466,759
機械及び装置（純額）	91,425	85,387
土地	2,043,719	1,898,173
リース資産	763,520	763,520
減価償却累計額	468,341	512,618
リース資産（純額）	295,178	250,901
建設仮勘定	-	110,543
その他	254,652	258,245
減価償却累計額	198,918	210,936
その他（純額）	55,734	47,308
有形固定資産合計	5,635,726	5,392,357
無形固定資産		
その他	21,580	29,369
無形固定資産合計	21,580	29,369
投資その他の資産		
繰延税金資産	5,965	6,269
その他	46,671	45,049
貸倒引当金	1,082	1,082
投資その他の資産合計	51,555	50,237
固定資産合計	5,708,861	5,471,963
資産合計	10,084,323	9,444,681

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年 8 月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成28年 5 月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	792,288	1,316,639
短期借入金	3,000,000	2,500,000
1年内返済予定の長期借入金	161,285	-
リース債務	57,980	60,636
未払法人税等	20,979	-
前受金	126,062	282,813
賞与引当金	12,583	13,054
関係会社整理損失引当金	43,000	-
その他	291,588	196,908
流動負債合計	4,505,768	4,370,053
固定負債		
リース債務	269,855	224,040
その他	26,841	21,808
固定負債合計	296,697	245,849
負債合計	4,802,465	4,615,902
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,812,461	2,812,461
資本剰余金	2,734,875	2,734,875
利益剰余金	350,565	759,946
自己株式	431	431
株主資本合計	5,196,340	4,786,959
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	85,516	41,818
その他の包括利益累計額合計	85,516	41,818
純資産合計	5,281,857	4,828,778
負債純資産合計	10,084,323	9,444,681

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年5月31日)
売上高	7,213,877	873,209
売上原価	6,265,247	576,431
売上総利益	948,629	296,777
販売費及び一般管理費	517,579	735,775
営業利益又は営業損失()	431,050	438,997
営業外収益		
受取利息	319	306
為替差益	-	22,833
関係会社整理損失引当金戻入額	-	43,000
その他	2,081	899
営業外収益合計	2,401	67,039
営業外費用		
支払利息	54,919	35,072
支払手数料	26,379	26,712
為替差損	5,913	-
減価償却費	19,065	65,135
その他	10,316	275
営業外費用合計	116,594	127,196
経常利益又は経常損失()	316,857	499,153
特別利益		
固定資産売却益	-	96,673
受取補償金	160,141	-
特別利益合計	160,141	96,673
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失()	476,998	402,480
法人税、住民税及び事業税	8,873	7,650
法人税等調整額	3,245	749
法人税等合計	5,627	6,900
四半期純利益又は四半期純損失()	471,370	409,380
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失()	471,370	409,380

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年5月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	471,370	409,380
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	36,397	43,697
その他の包括利益合計	36,397	43,697
四半期包括利益	507,767	453,078
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	507,767	453,078
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間については、四半期連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第3四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当第3四半期連結財務諸表への影響はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成28年5月31日)
減価償却費	267,441千円	205,874千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年9月1日 至 平成28年5月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年9月1日 至 平成27年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	装置関連事業	受託加工事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	1,868,851	5,345,025	7,213,877	-	7,213,877
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,868,851	5,345,025	7,213,877	-	7,213,877
セグメント利益又は損失()	493,704	217,092	710,797	279,746	431,050

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額は、全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年9月1日 至 平成28年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	装置関連事業	受託加工事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	857,545	15,663	873,209	-	873,209
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	857,545	15,663	873,209	-	873,209
セグメント利益又は損失()	37,893	78,292	116,186	322,810	438,997

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額は、全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成26年 9 月 1 日 至 平成27年 5 月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成27年 9 月 1 日 至 平成28年 5 月31日)
1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額 ()	21円38銭	18円56銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額 () (千円)	471,370	409,380
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利 益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金 額 () (千円)	471,340	409,380
普通株式の期中平均株式数 (株)	22,051,991	22,051,991

(注) 前第 3 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないた
め記載しておりません。当第 3 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、
1 株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 7月12日

株式会社エヌ・ピー・シー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 科 博 文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 賢 治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エヌ・ピー・シーの平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年3月1日から平成28年5月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年9月1日から平成28年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エヌ・ピー・シー及び連結子会社の平成28年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。